

## 新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について

令和3年2月26日  
伊丹市長 藤原 保幸

国は、3月1日（月）から兵庫県、京都府、大阪府等6府県への「緊急事態宣言」の解除を決定しました。この間、皆様には外出自粛をはじめ、飲食店等の営業時間短縮やイベントの開催制限等ご不便をおかけしました。その結果、2月25日現在の県全域における直近の1週間の平均患者数は1日あたり27.4人、重症者用病床の使用率は41.3%と医療提供体制に改善のきざしが見えます。

これに伴い、一部の公共施設につきまして、3月1日（月）から開館時間を21時までといたしますが、今後の第4波、第5波を防ぐためにも、引き続き感染予防対策にご注意いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスは、家庭内や外食等での「食事中的会話」は非常に高リスクです。したがって解除後も、3月7日（日）までの1週間は、飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時まででお願いします。市民の皆さまには、21時以降の不要不急の外出自粛をお願いいたしますと共に、事業者の皆さまには時短営業にご協力をお願いします。

なお、2月8日～3月7日の間の時短要請に係る「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期）」につきましては、時短要請終了後、兵庫県において受付を開始いたしますのでご注意下さい。

ワクチンにつきましては、全国で医療従事者への接種が進んでいます。

市といたしましても、3月下旬以降に、市内にお住いの65歳以上の方に対しまして接種券を発送、4月12日以降の接種開始を予定しています。以降基礎疾患をお持ちの方等への接種を経て、秋までには希望される全ての方への接種を進めたいと計画しています。

接種後の健康状況につきましても、十分に配慮することとしておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

### ※お問い合わせ先

兵庫県時短協力金コールセンター 電話：078-361-2501 受付時間：平日午前9時から午後5時まで

伊丹市新型コロナワクチンコールセンター 電話：0570-783507 受付時間：午前9時から午後5時30分まで。5月31日までは土・日曜、祝日も受付